平成２６年（フ）第７８４号
埼玉県上尾市大字原市344番地６　スム原市寮ルミネⅡ―201
債務者　旭　健太郎
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７９１号
さいたま市北区奈良町30番地18　サンジェルマンＡ―201
債務者　小松　直美（旧姓本宮）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８１７号
埼玉県川口市江戸３丁目34番３号　ＳＳＳ川口寮、住民票上の住所埼玉県戸田市美女木６丁目５番地の25　メゾンドフジ101号室
債務者　野川　武康
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８８９号
さいたま市北区宮原町２丁目81番地10　Ｂ205
債務者　永岡　良子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３６４号
埼玉県草加市両新田西町152番地３　森ハイツ101号
債務者　佐々木千里（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３７３号
埼玉県八潮市大字伊勢野293番地
債務者　中町　常男
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
静岡県伊豆市修善寺985番地
債務者　鈴木　徳幸
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
大阪府岸和田市大町３丁目４番17号
債務者　西村　和子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
大阪府岸和田市大町３丁目４番17号
債務者　西村　太一
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３２７号
大阪府貝塚市津田北町17番２―707号、前住所大阪府貝塚市清児665番地３―３―1208
債務者　濵谷　惠子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３７１号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番22―405号
債務者　牛道塗装こと　牛道　勇人
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３７４号
大阪府和泉市幸３丁目17番永尾団地70棟107号、住民票上の住所大阪府和泉市王子町３丁目６番35―105号
債務者　大暮　義憲
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３７８号
大阪府岸和田市土生町1272番地の１煌弐番館205号、前住所大阪府岸和田市作才町129番地の１植田きみよ方、前々住所東京都新宿区北新宿４丁目９番12―315号
債務者　前田　雅子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３９２号
大阪府貝塚市久保112番地１フジパレスヒサホ102号、前住所大阪府貝塚市久保144番地22
債務者　亀井　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
岩手県花巻市野田326番地４　テラスハウスハルヤマＡ―２
債務者　柏田　和子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１５９号
群馬県高崎市日高町394番地７
債務者　山本　泰美（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１４５号
静岡県富士市森島80番地の４、前住所静岡県富士市森島319番地の10
債務者　栗田　明男
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで静岡地方裁判所富士支部